

ニセコ町除間伐奨励事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における林業の振興及び森林整備を図るために必要な事業に要する補助金の交付について、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号、以下「補助規則」という。）に定めのあるものを除き、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、町内民有林の保育のための除間伐に係る経費とする。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の対象者は、事業主の依頼を受けて森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整第885号林野庁長官通知）に基づく事業を行う森林組合、林業協同体、その他町長が認めた林業者等の組織する団体（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1ヘクタール当たりの単価を5,000円とし、予算の範囲内で決定する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助規則の規定に基づく補助金等交付申請書（補助規則別記第1号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の配分調書（補助規則別記第2号様式）
- (2) 事業予算書（補助規則別記第3号様式）
- (3) 事業計画（実績）内訳書（別記様式）
- (4) 事業依頼主との関係を明らかにする書類
- (5) その他町長が費用と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査によりその目的内容が適正であるかどうかを調査して補助金等の交付を決定しなければならない。

(実績報告及び額の確定)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了したときは次の書類を添えて速やかに補助事業等実績報告書（補助規則別記第8号様式）を提出しなければならない。

- (1) 経費の配分調書（補助規則別記第2号様式）
- (2) 事業精算書（補助規則別記第9号様式）
- (3) 事業計画（実績）内訳書（別記様式）
- (4) その他町長が必要と認めたもの

